

医事紛争のしおり

患者以外(第三者)からの診療情報の照会への対応はどうすればよいのでしょうか？

1 裁判所からの文書送付嘱託

裁判所からの文書送付嘱託には本人の同意なく応じて問題ありません。ただし、慎重に対応するという意味で、なるべく裁判所を通じて患者の同意をもらう、不必要に患者のプライバシーを侵害しないように注意するといった対応は必要になるでしょう。

文書提出命令が出された場合には、除外事由に当たらない限り、提出の義務があります。不提出の場合は制裁もあります。

2 警察からの問い合わせ

令状がある場合は全面的に協力しなければなりません。

令状がなく、捜査に必要な照会をされた場合も回答すべき義務があると考えられています。本人の同意なく回答しても個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当しますので、違反にはなりません。しかし、民法により損害賠償請求をされる危険性は理論上ありますので、本人の同意を得ないで回答する場合にはある程度の危険を負うことになります。

3 弁護士会からの照会

弁護士会からの照会は弁護士法第23条に基づく照会ですので、法令に基づく場合に当たり、本人の同意なく回答しても個人情報保護法には違反しません。ただ、当該患者本人からは自分の同意なく回答したのはプライバシー権の侵害に当たるとして、民法により損害賠償請求をされる危険があります。したがって、弁護士会に対しては、本人の同意書をつけていただければお答えいたしますという回答するのが安全です。そして、本人の同意が得られない場合は、回答をしない方が損害賠償請求をされる可能性がないという観点からは安全です。回答しなかった場合の制裁はありません。

4 弁護士個人からの問い合わせ

患者の代理人である弁護士以外からの問い合わせには弁護士会から照会手続きをしてほしいと回答してください。

5 保険会社からの問い合わせ

患者の同意なく回答してはいけません。

保険会社が本人から取得した同意書を提示した場合はどうでしょう。同意書がある以上、今も同意があるものとみなして間違いはありませんが、リスクマネジメントの見地からは、念のため患者さんに確認した方が安全です(同意書があれば同意があると判断してよいという判例があります)。

6 職場からの問い合わせ

患者の同意なく回答してはいけません。

7 学校からの問い合わせ

患者または保護者の同意を得ずに回答してはいけません。

8 家族への情報提供

家族は第三者です。患者が判断および意思表示能力を有していれば、家族と雖も患者本人の同意なく診療情報の提供をしてはいけません。未成年であっても満15歳以上であれば患者にとって極めて不利益になることが明らかである場合を除いて、患者の同意なく家族への情報提供はできません。また、成人であっても判断能力に疑義がある場合は情報提供することが可能です。

診療内容について電話で問い合わせってくるケースは少なくなってきましたがまだあります。「本人の同意の有無を文書で確認しなければお答えできません。」とまず答えるのが最良の方法です。受診の有無などはスタッフでもわかりますので、つい、答えてしまいそうですが患者の同意が明らかでない限り回答しないよう院内での取り決めをしておくことが大切です。

(神崎)